

令和6年

衣浦衛生組合第3回定例会会議録

令和6年6月3日

令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、令和6年6月3日（月）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	選 挙	衣浦衛生組合議長の選挙
第5	選 挙	衣浦衛生組合副議長の選挙
第6	同意第1号	衣浦衛生組合監査委員の選任について
第7	同意第2号	衣浦衛生組合監査委員の選任について
第8	議案第5号	不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事の請負契約締結について

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第8

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	長崎 章浩
3番	生田 悠	4番	磯貝 忠通
5番	杉浦 文俊	6番	岡田 公作
7番	柴口 征寛	8番	杉浦 康憲
9番	橋本 友樹	10番	長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管 理 者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	金沢 宏治	参 与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	生田 和重
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明

高浜市経済環境
グループリーダー

島口 靖

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐 糟谷 勲

庶務課課長補佐 磯貝 光好

業務課課長補佐 安藤 理純

庶務課庶務係長 富山 順子

業務課管理係担当係長 宮地 郁夫

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○事務局長（片山正樹） 開会に先立ちまして、まず協議会で皆さん、執行部と議員の皆様には御紹介をさせていただきました。今回改めて、それ以外のまだ紹介できていなかった方の御紹介をしますので、紹介したら起立ということでお願いしたいと思います。

まず、特別職のほうですけれども、管理者として碧南市長、小池友妃子、副管理者として高浜市副市長の深谷直弘、同じく副管理者、碧南市の副市長、金沢宏治、参与の高浜市長吉岡初浩でございます。次に組合市の担当部課長ということで、碧南市からは碧南市経済環境部長、生田和重、碧南市環境課長の中川知之、高浜市からは高浜市市民部長の岡島正明、高浜市経済環境グループリーダーの島口 靖。以上で、御紹介とさせていただきます。

それでは今議会は議員改選後の最初の議会であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙が終わりますまで年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日御出席の皆様の中で山口春美議員が年長の議員でありますので、臨時議長の職務を行っていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（山口春美） ただいま御紹介に預かりました山口春美でございます。議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○臨時議長（山口春美） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 皆さん、こんにちは。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。このたび当組合議会の議員に選出された議員各位におかれましては御多忙中、御参加いただき、ここに令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

さて、私ども衣浦衛生組合は碧南市及び高浜市の環境行政の一端を担う重要拠点として、市民の皆様のお安全安心のため、日々安定的な運営に努めているところでございます。

さて、本日は私どものほうから同意案件2件、請負契約締結議案1件を上程させていただきますが、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（山口春美） ただいま管理者の招集あいさつが終わりました。

○臨時議長（山口春美） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第2条第1項の規定により、推薦により定めることとなっています。現在の仮議席を議席と定めることといたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 異議なしと認めます。よって、次のとおり決定いたしました。

1番 山口春美、2番 長崎章浩議員、3番 生田 悠議員、4番 磯貝忠通議員、5番 杉浦文俊議員、6番 岡田公作議員、7番 柴口征寛議員、8番 杉浦康憲議員、9番 橋本友樹議員、10番 長谷川広昌議員。

以上であります。

○臨時議長（山口春美） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において2番 長崎章浩議員及び7番 柴口征寛議員を指名いたします。

○臨時議長（山口春美） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時議長（山口春美） 日程第4 衣浦衛生組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山口春美） ただいまの出席議員は9名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山口春美） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山口春美） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であ

ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

[氏名点呼]

[投票]

○臨時議長（山口春美） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山口春美） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖解除]

○臨時議長（山口春美） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に3番 生田 悠議員及び8番 杉浦康憲議員を指名
いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（山口春美） 異議なしと認めます。

よって立会人に早速ですが、生田 悠議員及び杉浦康憲議員を指名いたします。

生田 悠議員及び杉浦康憲議員、立会いをお願いいたします。

時間を経過した後に生田 悠議員がお見えになったので、会場閉鎖後でしたので、立会人の権利がなしということで交代させていただきます。

4番の磯貝忠通議員をお願いいたします。立会人よろしく申し上げます。

開票を始めてください。よろしく申し上げます。

[開票]

○臨時議長（山口春美） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票。有効投票9票。無効投票0票うち白票0票。有効投票中、岡田公作議員7票。
柴口征寛議員2票。

以上のとおりであります。

法定得票数は有効得票数の4分の1以上であります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって、岡田公作議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました岡田公作議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

岡田公作議員を御紹介いたします。当選の御挨拶をいただきます。

○議長（岡田公作） ただいま衣浦衛生組合議会の議長を仰せつかまりました岡田公作です。よろしく申し上げます。碧南市と高浜市の発展のため、皆様のお力添えを賜りながら議会の活性化及び円滑な議会運営を目指してまいりますので、御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

当選の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山口春美） 議長が決まりましたので、私はこれを持ちまして臨時議長の職務を終わります。

御協力ありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（岡田公作） ただいまから、私が議長として日程に従い、議事を進めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田公作） 日程第5 衣浦衛生組合議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岡田公作） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（岡田公作） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岡田公作） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（岡田公作） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（岡田公作） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に3番 生田 悠議員及び9番 橋本友樹議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 御異議なしと認めます。よって、立会人に生田 悠議員及び橋本友樹議員を指名いたします。

生田 悠議員及び橋本友樹議員、立会人をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岡田公作） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票なし、うち白票0票。有効投票中、杉浦文俊議員8票。山口春美議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、杉浦文俊議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました杉浦文俊議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

杉浦文俊議員を御紹介いたします。当選の御挨拶をいただきます。

○副議長（杉浦文俊） ただいま、多くの皆様の御推挙により副議長の職を仰せつかりました杉浦文俊でございます。本議会が円滑に運営できるよう、岡田新議長を補佐してまいりますので、どうか皆様御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田公作） 続きまして日程第6 同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合監査委員（識見を有する者）の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。

同意を賜りたい方は、1氏名 伴野義雄氏、2生年月日、3現住所につきましては、ここに記載のとおりでございます。

識見を有する監査委員につきましては令和6年5月29日付をもって任期満了となっておりますので、伴野義雄氏を再び選任いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、同氏の経歴等は参考資料に掲げてあるとおりでございますので、御参照ください。

以上で、同意第1号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。
これより同意1号の採決をいたします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第7 同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、磯貝忠通議員の退席を求めます。

〔磯貝忠通議員退席〕

○議長（岡田公作） 本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合の監査委員（議会議員のうちから選任する者）の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。

同意を賜りたい方は、1氏名 磯貝忠通氏、2生年月日、3現住所につきましては、ここに記載のとおりでございます。

組合議会議員選出の監査委員につきましては、碧南市議会議員の改選により欠員となっておりますので、新たに磯貝忠通氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、同氏の経歴等は、参考資料に掲げてあるとおりでございますので御参照ください。

以上で、同意第2号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田公作） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） この監査委員の選任について討論を行います。本来ならば、この議会推薦ということですので、議会の総意があつてしかるべきだというふうに思います。全体で高浜市の議員さんが5名、碧南市が5名という形で、少なくとも碧南市の5名の中ではこの人を推薦したいということが事前にあつてしかるべき、それが議会の総意だというふうに思います。ところが、私ども日本共産党の議員に対しては一切ここまで相談もなし、議会の総意を構成するような話合いも何一つないまま、今日提案されています。数日前に議案としても配布されましたけれども、こういう民主主義と公正な議会運営にとって、一つも私は汚点があつてはならないというふうに思いますので、こういうやり方で選任されている磯貝忠通議員。個人的にどうということはないんですが、こういう決め方を常とするような、こういう在り方については厳しく戒めていただきたいというふうに思いますので、この同意案件については反対いたします。

○議長（岡田公作） 続いて賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので討論を終結いたします。

これより同意第2号の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手多数であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

除斥されております磯貝忠通議員に関する事件は終了いたしましたので、磯貝忠通議員の出席を求めます。

〔磯貝忠通議員着席〕

○議長（岡田公作） 続きまして、日程第8 議案第5号 不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事の請負契約締結についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第5号 不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事の請負契約締結について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号及び衣浦衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり契約を締結するため議会の議決を求めるといふものでございます。

議決を賜りたいものは、1 契約の目的としまして、不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事。

2 契約の内容としまして、（1）ごみ計量器出口ポスト更新（全1基）、（2）給じん装置水冷ジャケット更新（全2基）、（3）二次燃焼室出口煙道部分更新（1基）、（4）純水装置バフファタンク更新（全1基）、（5）塩酸貯槽スクラバ・シール廃水受槽更新（全1基）、

(6) 一次空気予熱器フィンチューブ部分更新 (全2基)、(7) 煙突内面塗装更新 (1基)、(8) 低圧動力設備遮断器更新 (共通系動力制御盤)、(9) 各種制御盤シーケンサ等更新、(10) 不燃ごみ受入コンベヤ更新 (全1基)、(11) プラント受水槽消火ポンプ配管部分更新でございます。

3 契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約でございます。

4 契約の金額は、金2億1,450万円です。うち消費税及び地方消費税の額、金1,950万円。予定価格に対する落札率は96.7%ございました。

5 契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目27番8号 株式会社神鋼環境ソリューション名古屋支店 支店長 黒太治喜氏でございます。

それでは、参考資料について御説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

先ほど説明いたしました項目につきましては、省略をさせていただきます。

2 工事施工場所は碧南市広見町1丁目1番地1。3 工事の内容につきましては、参考資料2の処理工程概要図にて御説明いたしますので、参考資料2を御覧ください。

工事箇所につきましては、フロー図内の該当箇所を丸で囲い、それぞれに黄色で網掛けした番号でお示ししてございます。なお、フロー図内に該当表記がない設備機器につきましては、その他設備として、図を図面中央に大きなくくりでお示ししてございます。また、下段にはそれぞれの工事内容の説明を記載してございます。

初めに、その他設備の枠内でございます(1) ごみ計量器出口ポスト更新 (全1基) は、計量カードを読み取るための装置で、出口ポスト本体の更新を行うものでございます。次にフロー図中央左側内でございます(2) 給じん装置水冷ジャケット更新 (全2基) は、焼却炉にごみを供給する装置を冷やすための装置で、水冷ジャケット本体の更新を行うものでございます。次に(3) 二次燃焼室出口煙道部分更新 (1基) は、燃焼ガスをガス冷却室まで導くための煙道で、煙道本体の部分更新を行うものでございます。次に(4) 純水装置バッファタンク更新 (全1基) は、ボイラーから排出される水を一時的に貯留させ、流量変動や圧力変動を抑えるための装置で、タンク本体の更新を行うものでございます。次に(5) 塩酸貯槽スクラバ・シール廃水受槽更新 (全1基) は、貯槽内で気化した塩素ガスを水に吸収させ、処理するための装置でスクラブ本体及びシール廃水受槽本体の更新を行うものでございます。次に(6) 一次空気余熱器フィンチューブ部分更新 (全2基) は、燃焼用空気を予熱するための装置で、熱交換用フィンチューブの部分更新を行うものでございます。次に(7) 煙突内面塗装更新 (1基) は、排ガスを大気へ放出するための装置で、煙突内面の部分更新を行うものでございます。次に(8) 低圧動力設備遮断器更新 (共通系動力制御盤) は、低圧動力設備において、異常な過電流が流れた時に電路を遮断するためのブレーカー装置で、共通系動力設備の遮断器の更新を行うものでございます。次に(9) 各種制御盤シーケンサ等更新は、各機器をあらかじめ定められた順序に従って動作させるための装置で、バグフィルター制御盤を初め、6項目の制御盤についてシーケンサ等の更新

を行うものでございます。

次に、裏面を御覧ください。

粗大ごみ処理施設の概要図となっております。

図左側、丸く囲んだ(10)不燃ごみ受入コンベヤ更新(全1基)は、不燃ごみピットから不燃ごみを搬送する装置で、コンベヤ本体の更新を行うものでございます。

表面にお戻りください。

(11)プラント受水槽消火ポンプ配管部分更新は、プラント受水槽から消火ポンプまでをつなぐ配管で配管本体の更新を行うものでございます。

以上が工事内容の御説明でございます。

参考資料1にお戻りください。

7工期は令和6年6月4日から令和7年3月24日まで。

8その他契約条項は裏面に移りまして、地方自治法、地方自治法施行令、衣浦衛生組合契約規則等によるものでございます。

9予算措置は、令和6年度衣浦衛生組合一般会計、3款衛生費1項清掃費3目ごみ処理費14節工事請負費でございます。

以上、議案第5号 不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事の請負契約締結について、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(岡田公作) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番(山口春美) 議長、1番。

○議長(岡田公作) 1番 山口議員。

○1番(山口春美) 随意契約と言われましたけれども、予算の計上した金額と比べると96.7%で、差引きすると778万4,000円が減額となっております。それで予算の時にはなかったこの参考資料の図面のほうで、1から11まで各細目に分けて価格が表示されているんですが、どの部分で減額になったのか、全体通して平均的に減額になったのか、まずその点について伺います。

そして議決した今日からの工期になっているんですが、実際には今日の午後からこの議決後、契約を締結されるのでしょうか。1分の隙間もないような今後の計画になっているんですが、いつ正式に契約をされるのかも教えてください。

それで1から11まであるんですけれども、この中で実際に稼働しているものを運用して修繕するわけですから、具体的な工法も含めてどういうふうに進めていくのか。例えば煙突の裏側を塗装すると言ったって、これ相当な時間もかかると思うんですが、表の時は稼働中でも多分やられたと思うんですけれども、具体的にどういうふうに進めていくのか。2基あるものを一方止めている間にやりながらやっていくというのや、元々1個しかないものを、どういった時期にこ

うやっていくのか。何らかの形で設備を止めるような時期がこの中には組み込まれているのかどうかも教えていただきたいと思います。

それから私たち市民は不燃ごみという認識はないんですよね。可燃ごみと資源ごみしかないの
で不燃ごみを出すということは、よっぽど引っ越したとか、おうちの整理をした時に、粗大ごみ
も含めた様々なごみを出していくということが、たまにはあるんですが、日常的にそういうもの
は出てこないんですが、この間もここでビデオを見せていただいた時に不燃ごみの中はかなり瓶
やアルミやステンなどの缶なども入っていて、鉄ももちろん入っているんですが、それを固めて処分
してみえると。私たちは資源ごみで出せば、おおよそのものが業者さんに直接行って資源化され
るというふうに認識していますが、中には内緒でここでピットで燃やしているものもあるよう
ですが、そういった中で不燃ごみというこの記載についても、それからこの間のビデオで見たあ
あいう不燃ごみの状況を見ても、ちょっと違和感を感じるんですね。やっぱりあの事業系のごみ
が多いというのは基本的には言われているんですが、この事業系のごみの中で、やっぱりきち
っと区分けがされてないんじゃないかということも懸念するわけです。このことによって、こ
ういう機器もそうですし、請負やメンテナンスの価格も変わってくるというふうに思うので、
改めて私は今後10年間、どんなに急いでも公設で新しいごみ焼却場を造るとなると、この施設
を修繕しなければ、修繕して使っていくということになるので、そういったことも含めて、な
お一層事業系ごみの分別をもうちょっと精査に分けて、資源ごみについては早くからこの燃
やす前にこの機械を通さなくても分別できるように、改めて問題提起をこの契約とともにし
ていきたいなというふうに思うんです。

それで実際にはあと10年なんですけど、ここに載ったこの修繕科目については、当然数十年
の耐用期間を持っていて前の契約の時にも聞いたんですが、20数年というものがほとんど
だというふうに思うんですが、それぞれの耐用年数について何うと同時に、もうあと残され
たこの10年以内に耐用年数が来てしまうものが全体のうちのどのぐらいになっているのか。
これも聞かせていただきたいなというふうに思います。それでそれらのうちの修繕価格につ
いては、ざくっとどのぐらいを用意しておけば今後の10年後の新設に備えて、この施設
を運営しながら、次の早く決着をして公設のごみ焼却場を造り、10年後にはさっ
と切替えができるようにしていくというのが、しかも2050年にはごみゼロに向
けていくという、こういう道程が私たちのこの衣浦衛生組合とごみ処理に関する
大きなこの先行きだというふうに思っているんですが、念のために、この耐用年数
と残されたこの耐用年数がもう切れそうなものが全体のうちのどのぐらいにある
のかなというのを分かる範囲でいいですから教えてください。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 差額のお話です。1番のところでは実際の予算と契約で191万8,000
円の減が出ております。最初、減のものだけ言います。あと5番ですね。5番が599万2,800円。

6番がもとは1,395万。予算に対してですね。契約が440万2,200円。こいつが一番大きいです。ただ増になっているものもございます。

次のマイナスでいきますと、6番の一次空気余熱フィンチューブの部分更新219万5,000円のマイナス、8番が218万3,800円、9番が249万7,900円、10番が14万5,500円。増もございますが、増で一番大きかったのが3番ですね。512万7,500円。トータルになりますとマイナス778万4,000円の減で、契約は行いました。

あと、次に議決のお話ですが、議決につきましては本議会終了後、議決いただきます。その後通知を出して契約という運びで事務は進めてまいります。

あと、稼働している場合の工事の実施方法でございますが、1炉ずつ運転する。クリーンセンターは今2炉ございます。2炉ございまして1炉ずつ運転する。共通部分につきましては2炉とも止めて運転するというような形で、年間のほぼ炉の運転計画が立っておりますので、その運転計画に沿って2炉実施して、ごみピットの量を減らし、その間2炉止まっている間はごみピットで全部溜めるといったような形で工事は実施してまいります。

分別のお話につきましては、市の事務分掌となるかと思えます。一応衣浦衛生組合のほうでは、年2回程度の持ち込みに対する抜き打ち検査を実施し、2市とともに協力して分別のほうを進めてまいりたいと思っております。

耐用年数それぞれですが、1番がメーカー推奨が5年から10年で総務省が15年ということでございます。2番こちらについても10年から15年がメーカー推奨で総務省のほうで17年。3番につきましてはメーカー推奨15年から20年、総務省17年。4番メーカー推奨10年から15年、総務省が17年。5番メーカー推奨10年から15年、総務省17年。6番メーカー推奨10年から20年、総務省17年。7番メーカー推奨10年から15年、総務省17年。8番メーカー推奨10年から15年で総務省17年。9番5年から10年がメーカー推奨で、総務省15年。10番はメーカー推奨10年から15年、総務省17年。11番メーカー推奨15年から30年で18年という状況でございます。

ちょっとすみません、訂正させてください。議決の通知と申しましたが、本契約の通知でございます。

全体の何%というのは、ちょっと今ぱっとお答えできないような状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） ちょっと予算と（5）は予算でも当初予算でも、この番号は変わらないのね。10395が44になっているので600万減ということで、一番これ減り幅が大きいんじゃないですか、（5）番が。ちょっと数字が違うように思ったんだけど、どうしてこういうふうになったのか、半分以下に。ということ、ちょっと減が大きかったんで、あとは200万ぐらいの増だったり減だったりするものですよ。これ5番については、もう一度改めて伺います。

それから耐用年数については大体メーカー、メーカーで10年から長いもので30年というものもありましたが、大体国が認めているものは17年から18年ということで、メーカー推奨でいってもあと10年。これで頑張るので、10年後にはもう新しい施設を造るということで、ちょうどぴったり耐用年数とも合ってくると思うので、あの無駄はないかなというふうに思うので、早くあの公設の計画を。お隣の畑、田んぼを買って建てる算段を、ぜひこの契約を認可するとともに強く改めて求めたいと思います。

それから2炉あって止めながらやっていくということで、うまく休んでいる間にやっていくということなんですが、煙突なんかは裏側についてはどうしてやる。この休んでいる期間があるんですかね、どっかに長い間。お正月ぐらいしか休まないように思うんだけど、煙突そのものが止まる時もあるんですか。そういうのはどうやってやるのかなと。素人が聞くもんですから、すみませんね。こんな聞き方しかできないんですが、教えてください。

それから、先ほどの年に2回の持込みの抜き取りでと言われたけど、そもそもが一月1万円とか、業者さんみんな自分のボックスを買うんですよね。委託業者のもとで契約して、それを持って行くもんだから、そこに何でも捨てちゃえばいいやというふうになってしまっていると思うんです。サービスエリアだって、燃えるものとそれからビニールだとか、缶、ペットボトルなんて分けて出すようにしているので、少なくとも市民にこれだけの分別を求めているならば、業者ごみに対してもきちっと入口のところで、瓶、缶、ペットボトルというのを分けて、どういう形で同じようにピットで入れちゃうもんだから全部ぐちゃぐちゃに入れちゃうんだけど、大元からやっていかないと、それは市民が一生懸命やっているのに対して合理性がない、矛盾が生じてくると思うので、私はここにもこの減量のポイントがあると思うんですね。高浜さんは剪定枝も分別収集するというし、プラスチックも分別収集するというので、大きくごみも半分以下になるんじゃないかなと。本気でやればね。期待するものですが、一方でこんな抜け穴が開いていたんじゃないかなと思うので、この機会に。もうそのために、この磁石で吸い取ったり、固めたりする機械を少量でも置かなければいけないということになるのかもしれませんが、こういうものはなるべく資源のほうに回すというのが鉄則なので、ここの機械を通さなくても元から分別をきちっとやっていくということ。こういうところからも見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、年2回と言わず、根本的に一度、入口のところからどうやってこの業者さんが集めているのかも含めて調査し、改善をしていただきたいなということを求めたいと思うんですが、御返事もお願いします。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 予算が大きく乖離したところがございます。予算の可決後、いろいろ中身の精査をしてまいりました。中で今回の二次燃焼室の出口煙道部分更新というところが昨年の社会状況を受けて、部材等の値上がりなど著しく上昇が厳しいため増額となりましたが、塩酸

貯槽スクラバ・シール廃水受水槽更新のところでは予算を見込んだ段階で、タンク内の薬品や廃材の処理費用を多く見込んでいたところを精査し、薬品を使い切るタイミングなどで更新をするということで、処理費用を最小限に抑えたということになります。

あと新設の話は、ここでちょっとお答えできる内容ではございません。一応、今進めております整備構想をもとに今後どうするかというところでございます。

煙突のお話でございます。煙突につきましては、内部にそもそも、それぞれの炉に対して1本ずつついております。ですので、今回は炉の止まっている間に1本のほうをやるということで、煙突の工事のほうを進めていきます。

あと年2回の抜き取りのところでございます。大元でというお話でございますが、こちらにつきまして、状況は年2回来られる各市の職員の方も同行されておりますので、そういったところを情報共有しながら状況を把握し、各市の政策ということで進めてまいりたいということをお願いしてまいります。

○1番（山口春美君） 議長、1番。

○議長（岡田公作） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 全体的にいろいろ早く終わるものと短いものとあると思うんですが、どんなふうなんでしょうか。かかれば、ずっとみんなこの工期の間、全面的に使ってやるのか。短いものはどのぐらいあるのかというのも、そこまでは分からないですかね。煙突もほぼ年間通じてやるんですかね。短い工期のものと長い工期のものと、もしあるとするならば教えてください。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） それぞれの工事に対する工期というのは、今ちょっと資料がないのでお答えできないんですが、煙突のところではいきますと2炉止まっている間と1炉。煙突に対する炉が止まっている間というのが1か月程度になりますので、大体その間に煙突の工事のほうは進める。ただ、前もってできることは事前にやるというような工程で、とにかく運転を止めずに実施するというので工事は進めてまいります。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問の話になりますけれども、基本的にはですよ。もう何かこの工事によって、例えば運転を止めたり、持ち込みを制限したり、そういうことがないような通常の状態を保てるような中で、いろいろ工夫をしながら工事をしていきますので、一つのものに取りかかって、また途中で止めてまたやると。そういうようないろいろなパターンもありますので、続けて何か月とか、そういうことではなく、影響がない範囲でうまくやるという状況ですので御理解ください。

○議長（岡田公作） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡田公作） 討論もないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第5号の採決をいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岡田公作） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡田公作） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（岡田公作） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 皆様、大変お疲れさまでございました。本日私どものほうから御提案
させていただきました案件につきまして、慎重に御審議いただき、原案どおり御決定を賜りまし
て、誠にありがとうございます。今後とも安全を第一に努めてまいりますので、何とぞ御指導、
御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（岡田公作） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、これにより閉会いたします。

慎重御審議、誠にありがとうございました。

（午前11時1分閉会）

以上は、令和6年6月3日に行われた令和6年第3回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和6年6月3日

臨時議長 山口春美

議長 岡田公作

議員 長崎章浩

議員 柴口征寛